

佐呂間町母子会会則

(第1条)

私たちはこの会を佐呂間町母子会と称し、事務所を 社会福祉法人 佐呂間町社会福祉協議会に置きます。

(第2条)

この会は母子家庭の向上を図るため、お互いが慰め励まし助け合い、希望の人生に目覚めて、共に婦人としての自覚の下に楽しい生活を築きあげ、母子福祉の増進に努めることを目的といたします。

(第3条)

この会の会員は佐呂間町内在住の母子家庭及びこれに準ずる世帯をもって組織します。

(第4条)

この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 母子家庭の組織化並びに連絡会議の開催
2. 技能習得生業並びに就職の斡旋
3. 子女の教育並びに経済、福祉資金の斡旋
4. 母子家庭の調査
5. 生活改善の実践
6. 労働力の提供援助
7. 生活必需物資の頒布
8. 再婚の推進
9. 母子福祉のための研修並びに講習会の開催

10. 母子のレクリエーション

11. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(第5条)

この会に次の役員を置きます。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(第6条)

この会の役員についての責務は次のとおりとします。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総理します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行します。
3. 理事は会長の命をうけ会員相互の連絡にあたります。
4. 監事は本会の会計について監査し、これを総会において報告します。
5. 会計は会長の命を受けて出納を司ります。

(第7条)

この会の役員選出方法は次のとおりとします。

1. 会長、副会長、理事、監事は総会において選出します。
その方法は総会において決定します。

(第8条)

この会の役員の任期は2ヶ年とします。但し、再任を妨げません。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(第9条)

この会の総会は、定例総会及び臨時総会とします。

1. 定例総会は会長がこれを招集し、年1回開きます。
2. 臨時総会は役員会において必要と認めるとき及び3分の1以上の会員から請求があったとき開きます。
3. 役員会は必要に応じ会長が招集します。

(第10条)

総会及び役員会の議事は、出席者の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによります。

(第11条)

この会に必要な経費は、会費及び事業収入、補助金、その他の収入をもって充てます。

(第12条)

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わります。

(第13条)

1. この会に事務局を設け、書記若干名を置くことにし、会長がこれを任免することにします。
2. 書記は、会長の命により会務を処理します。

(第14条)

この会則の改正は総会において出席人員の3分の2以上の賛成がなければなりません。

附 則

1. 佐呂間町母子会会則は廃止します。(昭和33年2月23日施行)
2. この会則は昭和51年4月18日より施行し、昭和51年4月1日より適用します。

附 則

この会則は平成元年4月23日より施行する。

附 則

この会則は平成24年6月20日より施行する。